

登記手続案内について

山口地方法務局では、**登記申請に関する手続案内**を「**予約制**」としています。

事前に電話等でご予約の上、お越しいただきますようお願いいたします。

予約なしで来庁された場合、当日にご案内できないことがあります。

1 手続案内の範囲

- (1) 登記申請手続に関する事項
 - ア 申請書様式の説明
 - イ 申請に必要な添付書類の種類の説明
 - ウ 申請に係る一般的な注意事項
- (2) 法定相続情報一覧図の保管及び写しの交付申出に関する事項

2 手続案内の対象者

手続案内をご利用できる方は、次のとおりです。

- (1) 登記申請を予定している当事者及びその法定代理人
(登記名義人が会社・法人である場合には、代表者又はその代理人)
- (2) 法定相続情報一覧図の保管又は交付申出をすることができる相続人
※ 本人確認のできるものを持参してください。
なお、当事者でない場合には、当事者との関係を証明する書類等を確認させていただく場合があります。

3 予約の方法

手続案内は、不動産の所在地を管轄する法務局のほか、最寄りの法務局でもお受けします。

手続案内を利用したい法務局に、直接、電話又は窓口で「登記手続案内の予約」であることを伝えて、お申し込みください。

なお、会社・法人の登記の手続案内は、本局登記部門にお申し込みください。

4 手続案内の時間

1回の手続案内は、20分までとさせていただきます。

なお、各法務局において手続案内を行っている曜日及び時間帯は、別表「登記手続案内の予約の問合せ先」をご参照ください。

登記手続案内における注意事項

- 1 登記申請の前提となる法律行為（契約など）に関する相談は、お受けできません。
- 2 登記申請書や添付書類の作成の援助・助力はできません。お客様ご自身で作成してください。
- 3 登記申請の審査は、申請後に登記官が行います。手続案内では、事前審査は行いません。登記官による審査の結果、申請書の修正や追加の書類の提出が必要になる場合があります。
- 4 登記を完了させるまでには、数回来庁していただく場合もあります。
- 5 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請をする行為は、司法書士法違反あるいは土地家屋調査士法違反となる場合があります。

登記手続案内の予約の問合せ先

※ 会社・法人の登記手続案内及び登記申請（設立や役員変更等）は、本局（登記部門）です。

庁名	所在	電話番号	管轄	手続案内の曜日・時間帯
本局 (登記部門)	〒753-8577 山口市中河原町6-16 (山口地方合同庁舎2号館)	(083)922-2295 音声ガイダンス ③ ⇒ ①	【不動産】 山口市・防府市 【会社・法人】 山口県内全域	曜日 月～金(平日) 午前 9:00～11:50 午後 13:00～16:20
周南支局	〒745-0823 周南市周陽2丁目8-33	(0834)28-0244 音声ガイダンス ② ⇒ ①	【不動産】 周南市, 下松市, 光市	曜日 月～金(平日) 午前 9:00～11:50 午後 13:00～16:20
萩支局	〒758-0074 萩市平安古町599-3 (萩地方合同庁舎)	(0838)22-0478	【不動産】 萩市, 長門市, 阿武町	曜日 火・水・木(平日) 午前 9:00～11:20 午後 14:00～16:20
岩国支局	〒741-0061 岩国市錦見1丁目16-35	(0827)43-1125 音声ガイダンス ② ⇒ ①	【不動産】 岩国市, 和木町	曜日 火・水・木(平日) 午前 9:00～11:20 午後 14:00～16:20
下関支局	〒750-0025 下関市竹崎町4丁目6-1 (下関地方合同庁舎)	(083)234-4000 音声ガイダンス ② ⇒ ①	【不動産】 下関市	曜日 月～金(平日) 午前 9:00～11:50 午後 13:00～16:20
宇部支局	〒755-0044 宇部市新町10-33 (宇部地方合同庁舎)	(0836)21-7211 音声ガイダンス ② ⇒ ①	【不動産】 宇部市, 山陽小野田市 美祢市	曜日 月～金(平日) 午前 9:00～11:50 午後 13:00～16:20
柳井出張所	〒742-0007 柳井市東土手5-1	(0820)22-1198	【不動産】 柳井市, 田布施町, 平生町 上関町, 周防大島町	曜日 火・水・木(平日) 午前 9:00～11:20 午後 14:00～16:20

R2.7.10現在